

伊丹市シェアサイクル普及促進事業に関する協定書

伊丹市（以下「甲」という。）と OpenStreet 株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携と協力のもとに、伊丹市内で実施するシェアサイクル普及促進事業（以下「本事業」という。）に関し、以下のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、公共交通を補完する交通サービスとして、市民等が手軽に利用でき、かつ環境にも優しい新たな交通手段であるシェアサイクルの普及促進および乙の提供する小型モビリティの情報発信について、円滑に実施することを定めるものである。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) シェアサイクル普及促進事業 乙が提供するアプリケーション及びシステムを利用し、事業として対価を得て実施する自転車の移動手段の共有サービス（以下「シェアサイクル」という。）をいう。
- (2) 関係法令等 地方自治法（昭和22年法律第67号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）その他の乙が行う本事業に関係する法令、伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策の推進に関する条例（平成26年3月28日伊丹市条例第12号）その他の条例及び条例に基づく規則その他の規程をいう。
- (3) ステーション 乙が本協定に基づき本事業で使用するシェアサイクルの貸出及び返却場所としてモビリティスタンド等の機器が設置してある場所をいう。
- (4) ステーション用公有財産 乙がステーションを設置するために使用する甲が所有又は管理する公共施設等をいう。
- (5) 利用者 乙が提供するシェアサイクル等事業のサービスを利用する者をいう。
- (6) 利用料金 シェアサイクル等事業のサービスを利用する対価として、利用者が乙に対して支払う金銭をいう。
- (7) 不可抗力 甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、重大な疾病・感染症、第三者による不法行為その他自然的又は人為的な現象で通常の見込みを超えるもの及びこれらの影響によって生じた交通手段の断絶、公共インフラの遮断等の事態が継続した状態をいう。

(実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、本協定の締結日から令和11年(2029年)3月31日までとする。

(連携及び相互協力)

第4条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し、相互に協力する。

- (1) シェアサイクルの普及促進に関すること
- (2) 新たな移動手段の情報発信に関すること
- (3) その他、甲乙が協議し、必要と定める事項

(甲の業務範囲)

第5条 甲の業務範囲は、次のとおりとする。

- (1) 本事業全体の統括
- (2) ステーション用公有財産の確保
- (3) 本事業の実施に係る行政機関との調整
- (4) 本事業の市民への広報周知
- (5) 利用者への安全啓発(マナー・ヘルメット着用)
- (6) 乙が国等へ補助金の申請を行う場合の協力
- (7) 本事業についての乙の広告(ステーション広告、シェアサイクル広告等をいい、関係法令等の要件を充足するものに限る。)の各種媒体への掲載の承認(甲の媒体への掲載については別途甲乙で協議のうえ決定する)
- (8) ステーション設置における民間事業者の紹介
- (9) その他前各号に付随する業務

(乙の業務範囲)

第6条 乙の業務範囲は、次のとおりとする。なお、次のいずれの業務範囲についても、乙が業務提携している事業者が実施する場合を含むものとする。

- (1) 本事業の実施に係る施設及び器材(シェアサイクル等の車両を含む。)の確保、整備及び維持管理並びに実施期間終了後の原状回復
- (2) 本事業にかかるシェアサイクル事業の管理運営
- (3) 本事業の実施に係る違法駐輪対策
- (4) 本事業の実施に係る関係事業者との調整
- (5) 公有財産以外でのステーションの確保
- (6) 本事業の利用者への広報周知
- (7) 利用者への安全啓発(マナー・ヘルメット着用)

- (8) 各種データの収集、整理並びに甲への提供（提供範囲等の詳細（内容・時期・フォーマット等）については双方合意のうえ決定する。なお、対象となるデータに特定の個人を識別することのできる情報は含まないものとする。）
- (9) 利用者に対するアンケート調査の実施及び集計、甲への報告
- (10) 本事業の利用状況等に関する甲への定期報告
- (11) シェアサイクル、小型モビリティ等を活用したイベント等への協力（車両提供等）
- (12) その他前各号に付随する業務

（費用負担）

第7条 本事業の実施に係る施設及び器材の整備及び実施期間終了後の原状回復、並びに本事業の運営に関する費用は、すべて乙の負担とし、甲は、補助金、委託料その他一切の費用を負担しない。ただし、甲が別途実施するイベント、高度な調査等であって乙の特別な作業又は費用等の負担が生じる業務、事務処理、報告等を甲が求める場合、別途乙の提示する見積もりを元に甲及び乙が協議のうえ合意した金額を甲は負担する。

- 2 甲が確保するステーション用公有財産を使用する際の使用料は、第3条に規定する期間において、伊丹市行政財産使用料条例第5条第2号及び伊丹市公有財産規則（昭和41年1月1日伊丹市規則第2号）第26条の2第1項第1号の規定に基づき免除するものとする。
- 3 甲及び乙は、本事業の実施において利用者から得られた利用料金等の収入は全て乙の収入とすることを相互に確認する。
- 4 伊丹市自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の推進に関する条例（平成26年3月28日条例第12号）等の規定により、シェアサイクル事業に使用する自転車が移送又は保管された場合の費用は、乙が負担する。

（ステーション用公有財産の使用）

第8条 乙は、本事業の実施にあたり、甲が確保したステーション用公有財産にステーションを設置することとする。

- 2 乙は、ステーション用公有財産をステーションとして使用するにあたり、甲に占有・使用等の許可申請手続きを行い、当該公有地での占有又は使用等の許可を得るものとする。
- 3 乙が、ステーション用公有財産をステーションとして使用するにあたり、舗装や機器の設置等原状を変更（修繕の場合を除く。）しようとする場合は、事前に変更内容を甲に通知し、了承を得たうえで所定の手続きを経なければならない。
- 4 甲が実施するステーション用公有財産に関する工事等のために、ステーションの範囲を一時的又は永続的に縮小及び変更（器具等の改築、移転、除却、原状回復等をいう。）せざるを得ない場合には、乙はこれに応じなければならない。
- 5 前項に規定するステーションの範囲の縮小及び変更に伴い発生する費用や乙に生じる

損失は、乙が負担するものとする。

6 器具等は、十分な安全性及び耐久性を具備したものとする。

(イベント等への協力)

第9条 シェアサイクル、小型モビリティ等を活用したイベント等は甲乙の協力のもと実施する。

2 イベント等の実施にかかる具体的な事項については、甲乙が協議し、定めるものとする。

(関係法令等の遵守)

第10条 乙は、関係法令等に従って、本事業を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、次の各号に掲げる場合を除き、本協定に関する交渉の存在、内容及び本協定に関し相手方から開示を受けた相手方の営業上又は技術上の秘密等一切の情報(以下「秘密情報」といい、秘密情報を開示する当事者を「開示当事者」、受領する当事者を「受領当事者」という。)を本協定の目的にのみ用いるものとし、書面による相手方当事者の同意のない限り、第三者(乙が業務提携している事業者及び本事業の受託者は除く。)に開示、提供又は漏洩してはならない。

(1) 弁護士、公認会計士、アドバイザー等秘密保持義務を職務上又は秘密保持契約により遵守する者に相談する必要がある場合

(2) 官公署、裁判所等の公的機関や自主規制機関に回答、報告、届出、申請等をする必要がある場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報については秘密情報には含まれない。

(1) 情報受領時において、既に公知となっている情報

(2) 情報受領時以降、情報受領者の責めによらずに公知となった情報

(3) 自らが秘密保持義務を負うことなく、第三者より適法に取得した情報

(4) 自らが相手方当事者から開示される以前から適法に有していた情報

(5) 秘密情報とは無関係に自らが独自にかつ適法に開発又は取得した情報

3 乙は、シェアサイクル等事業の一部を第三者に委託し本事業にかかわらせた場合は、当該第三者に対して第1項に規定する秘密の保持に関する措置を義務づけるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、本事業を実施するための個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び伊丹市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年伊丹市条例第29号)の規定に準拠し、別記「機密保持及び個人情報取扱特記事項(特定個人情報を含む)」を遵守しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第13条 本協定において反社会的勢力とは、暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人であって、次の各号の一つに該当する者をいう。

- (1) 暴力団、暴力団関係者、暴力団関係企業、及び、暴力団関係団体（伊丹市暴力団排除条例（平成24年伊丹市条例第4号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団
- (3) その他前各号に準ずる者

2 乙は、次の各号に掲げる事項について表明し保証する。

- (1) 自己又は役員、実質的に経営に関与する者、従業員等（以下「役員等」という）が反社会的勢力でないこと
- (2) 自己又は役員等が反社会的勢力との間で、資金又は役務提供等何らかの取引をしていないこと、及び、反社会的勢力と交友関係にないこと
- (3) 自己又は役員等が自ら又は第三者を利用して、相手方又はその従業員に対して、暴行、傷害、脅迫、恐喝、威圧等の暴力的行為、詐欺的手法等を用いた不当な要求行為、業務の妨害又は信用の毀損をする行為等を行わないこと
- (4) 本事業に関し、暴力団の排除に取り組むとともに、甲が実施する暴力団の排除に関する施策に協力すること
- (5) 本事業の実施に当たり、暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者（伊丹市暴力団排除条例第2条第2号及び同上第3号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）による不当要求があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること
- (6) 本事業に関し、暴力団の排除に資すると認められる事情を知ったときは、甲に対し、当該情報を提供すること

3 乙が前項の規定に違反した場合、本協定は当然に解約されるものとする。

4 前項に基づき本協定が解約となった場合、乙は、甲が被った損害について賠償の責に任じる。

(善管注意義務)

第14条 甲及び乙は、自ら保有する専門的な知識及び経験に基づき、善良な管理者の注意をもってそれぞれの業務を遂行しなければならない。

2 乙は、本事業に当たって、自己の責めに帰すべき事由によりステーション用公有財産を滅失し、又は毀損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

3 前項の場合において、乙が正当な理由なくステーション用公有財産を原状に回復しない場合は、甲が乙に代わってステーション用公有財産を原状に回復するために必要な措

置をとることができるものとする。この場合において、乙は、当該措置に要した費用を負担しなければならない。

- 4 本事業で使用する自転車がステーション以外の場所に放置された場合は、乙が速やかに回収するものとし、乙の責任において発生する第三者からのクレーム・苦情については乙の責任で対応する。

(事業の変更)

第15条 乙は、乙の合理的な判断に基づき、本事業の実施に当たり次の各号に掲げる事項の変更を行うことができる。ただし、変更を行う際には、事前にその内容を甲乙協議するものとする(第1号及び第2号をのぞく)。

- (1) シェアサイクル等の利用料金の変更
- (2) シェアサイクル等の利用方法の変更
- (3) ステーションの設置位置などの変更(ステーション用公有財産に限る)
- (4) その他本事業の実施に係る重要な変更

(協力依頼)

第16条 乙(乙が業務提携している事業者を含む。)は、乙の合理的な判断に基づき、本事業にかかる業務の一部を第三者に依頼することができる。ただし、依頼する際には、その依頼先を事前に甲に知らせるものとする。なお、乙は、乙が業務提携している事業者及び本事業の受託者に対しては本協定を開示することができる。

(付保)

第17条 乙は、自己の費用及び責任において、本事業で使用する自転車等の利用に係る事故により生じた、利用者その他の第三者の生命又は身体及び物品の損害を填補することができる損害賠償保険契約を本事業の実施期間中、維持するものとする。

(報告)

第18条 乙は、次の各号に掲げる報告事項を記録するとともに、甲に対し、毎月当該報告事項の報告を行うものとする。また各月で集計した年度報告を実施する。ただし、当該報告事項には特定の個人を識別することのできる情報を含まないものとする。なお、当該報告は別途甲及び乙が事前に合意した所定のフォーマットに従うものとする。

- (1) シェアサイクル等及びステーションの利用状況に関する事項
- (2) 利用者の実態に関する事項
- (3) 前各号に掲げる事項のほか、甲及び乙が協議のうえ合意した事項

(アンケート調査)

第19条 乙は、シェアサイクルの利用状況等を把握するため、甲及び乙が事前に合意した所定の様式により利用者を対象とするアンケート調査を実施する。

2 アンケート調査の調査項目は、次のとおりとする。

- (1) シェアサイクルの利用状況に関する事項
- (2) シェアサイクルの満足度に関する事項
- (3) 交通行動及び自転車所有の変化に関する事項
- (4) 事業に対する要望に関する事項
- (5) その他の事項

(事業責任者の選任)

第20条 乙は、本事業に従事する従業員の中から事業責任者を選任しなければならない。

2 乙は、事業責任者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した事業責任者を変更したときも、同様とする。

3 事業責任者は、本事業の業務内容を十分に理解し、本事業の円滑な遂行に努めることとする。

4 事業責任者の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業運営の総括に関すること。
- (2) 本事業の利用者等の安全対策に関すること。
- (3) 甲との連絡調整に関すること。
- (4) 本事業に従事する従業員の指導監督に関すること。

(職務代理者の選任)

第21条 乙は、事業責任者に事故があるとき又は欠けたときに事業責任者の職務を代理する者として、事業責任者の職務代理者を選任しなければならない。

2 乙は、職務代理者を選任したときは、速やかに甲に届け出なければならない。選任した職務代理者を変更したときも、同様とする。

(管理体制の構築)

第22条 前2条に定めるもののほか、乙は、利用者の利便性の向上、事故の発生の予防、事故発生時の迅速かつ円滑な対応等が図られるよう本事業に関し体系的な組織体制を構築するものとする。

(ステーション用公有財産の使用中止)

第23条 次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対し、ステーション用公有財産の使用の一時休止、撤去又は使用中止を命ずることができる。

- (1) 乙が本協定に定める事項を遵守しない場合

- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、本協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
- (3) 甲に提出された報告書その他の書面の重要な事項に虚偽の記載がある場合
- (4) 乙が第24条に定める解除事由に該当した場合
- (5) 甲において、公用、公共用又は公益事業に供するためステーション用公有財産を必要とする場合
- (6) 乙が使用するステーション用公有財産の施設内において、公共施設の利用者へ支障が生じた場合又は当該公共施設の運営に支障が生じた場合
- (7) 前各号に掲げる場合の他、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場合

(解除)

第24条 甲及び乙は、相手方当事者が次の各号に該当した場合、何らの催告を要することなくして書面により通知することで本協定の全部又は一部を解除することができる。なお、本協定が解除された場合、解除された当事者は本協定に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失う。

- (1) 本協定の条項に違反し、催告された後、相当期間経過後にも当該違反が是正されないとき
 - (2) 乙に対して、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続きが開始されたとき
 - (3) 乙に対して、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに準じる倒産手続の開始の申立て等がなされたとき
 - (4) 乙が、自ら振り出し又は引き受けた手形又は小切手が1回でも不渡りとなったとき
 - (5) 乙が、支払停止、支払不能又は支払能力に重大な変化が生じたとき
 - (6) 乙が、営業停止、又は営業免許若しくは営業登録の取消しその他これらに準じる処分を受けたとき
 - (7) 乙が、合併による消滅、資本の減少、重要な事業の廃止若しくは変更、又は解散決議がなされたとき
 - (8) 詐術その他背信的な行為があったとき
 - (9) その他前各号に準ずる事由が生じたとき
- 2 前項による解除は、解除した当事者の相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

(原状回復等)

第25条 乙(乙が業務提携している事業者を含む。)は、実施期間が終了したとき(第23条の規定により、ステーション用公有財産の使用が中止されたときを含む。以下同じ。)は、その費用及び責任においてステーション用公有財産を原状に回復するとともに、本事業の実施に係る施設及び器材を道路、公園、その他の公共用地から撤去した上で甲に引き渡す。ただし、甲の承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りで

ない。

(乙の損害賠償義務)

第26条 乙は、本協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、本事業に付随関連して、甲が提供するステーション用公有財産の全部又は一部を滅失し、又はき損することその他の行為によって何らかの損害を甲に被らせた場合は、その損害を賠償するものとする。

(秘密情報の返還等)

第27条 本協定が終了した場合、又は秘密情報の開示当事者が要求した場合、受領当事者は、秘密情報(複製したものを含む。第18条に基づき乙が甲に提出した報告資料を除く。)を開示当事者に返還し、又は開示当事者の指示に従い破棄もしくは消去するものとする。ただし、受領当事者は、取引の記録のため、又は法令もしくは受領当事者の社内規則、条例等を遵守するために必要な場合、本協定が終了した後においても、秘密情報の複製物を一部のみ、保有することができる。受領当事者は、当該複製物を、本協定にいう秘密情報として取り扱うものとする。

(損害賠償等)

第28条 甲及び乙は、相手方が本協定に基づく義務に違反したこと又は保証が正確でなかったこと若しくは真実でなかったことに起因又は関連して損害(第三者からの請求の結果として生じるものか否かを問わないものとし、合理的範囲内における弁護士費用も含む。)を被った場合には、当該損害の賠償を相手方に対して請求することができるものとし、相手方はこれを賠償する。

(不可抗力)

第29条 甲又は乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

2 甲及び乙は、不可抗力により本協定上の義務の履行が不能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、本協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

(地位の移転)

第30条 甲及び乙は、相手方当事者の事前の書面による同意を得ずに、本協定上の地位及

び本協定に基づく権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡、移転その他の方法により処分してはならない。

- 2 乙は、本事業を実施するために自己の費用及び責任において甲が提供するステーション用公有財産に設備、備品等を設置する場合は、事業期間中、当該設備、備品等を第三者に譲渡し、賃借権その他の使用料若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

(情報の公表)

第31条 甲は、乙の事業に関わる重要な機密、ノウハウ等が含まれる場合を考慮し、あらかじめ乙の承諾を得たうえで次の各号に掲げる書類等を公表することができるものとする。

- (1) 本協定
- (2) 乙が作成し、甲に提出した報告書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が協議のうえ合意した事項

- 2 甲及び乙は、本協定の履行に必要な範囲で、自己を表章するロゴ、登録商標及びトレードマークを相手方の発信物に掲載するなどの方法で使用することを相互に承認するものとする。ただし、当該使用にあたっては、利用規程、ガイドライン及び「利用にあたっての注意点」その他他方当事者が定める規則を遵守するものとする。

(誠実協議)

第32条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項並びに本協定の各条項の解釈については、本協定の趣旨に従い、甲及び乙が誠意をもって協議の上、これを決定する。

(協定内容の変更)

第33条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

(裁判管轄)

第34条 甲及び乙は、本協定に関連する一切の紛争について、神戸地方裁判所を第一審の専属的管轄合意裁判所とすることに合意する。

(以下、余白)

本協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

甲 伊丹市千僧 1 丁目 1 番地
伊丹市
伊丹市長

乙 東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号
OpenStreet 株式会社
代表取締役社長

(別記)

機密保持及び個人情報取扱特記事項（特定個人情報を含む）

(基本的事項)

第1条 伊丹市（以下「甲」という）が、この契約において機密情報（本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政運営上の情報等で、秘密である旨を示されたもの。以下同じ。）及び、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号。）第2条第1項に規定する個人情報。以下同じ。）を取り扱わせる者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適切に行わなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守)

第2条 乙は、この契約による業務の履行にあたり、伊丹市情報セキュリティポリシー及び関連要綱等に規定されている事項を遵守するものとする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、機密情報及び個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4条 乙は、この契約による業務において、本業務の責任者を定め、書面によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。

- 乙は、前項で定めるもの以外に機密情報及び個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を別途定める場合は、前項の報告に加え、書面（電磁的記録文書を含む）によりあらかじめ、甲に報告しなければならない。責任者及び業務従事者を変更する場合も、同様とする。
- 責任者は、本件特記事項に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。
- 業務従事者は、責任者の指示に従い、本件特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本件特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他本件委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、業務従事者全員に対して実施しなければならない。

(取得の制限)

第6条 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の制限)

第7条 乙は、この契約による業務に関して甲から提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報を、甲の指示又は承諾を得ることなく契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第8条 乙は、この契約による業務に関して知り得た機密情報及び個人情報を漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 乙は、甲の管理下以外の場所で機密情報及び個人情報を取り扱う場合は、機密情報及び個人情報を取り扱う場所（以下

「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面（電磁的記録文書を含む）により甲に報告しなければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

- 乙は、甲が承諾した場合を除き、第1項の機密情報及び個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 第1項の機密情報及び個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すよう努めるものとする。
- 乙は、この契約による業務を処理するために、作業場所に私用パソコン、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 乙は、業務従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

(特定個人情報の適正管理に係る届出)

第9条 乙は、この契約による業務が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第10条第1項に規定する個人番号利用事務等（以下「個人番号利用事務等」という。）である場合には前条の規定により講じた措置のうち特定個人情報の安全管理に係る内部の組織体制（以下「組織体制」という。）の整備及び当該特定個人情報の取扱いに従事する者（以下「特定個人情報取扱従事者」という。）の指定の状況について、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も、同様とする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第11条 乙は、この契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者)

第12条 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第10条に準ずるものとする。

- 乙は、派遣労働者に業務に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者に対し、第8条第1項から第5項に基づく安全管理措置を講じ、守秘義務を課さなければならない。

(業務従事者への周知)

第13条 乙は、業務従事者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して甲より提供を受けた機密情報及び知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないことなど、機密情報及び個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第14条 乙は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2号第1項第3号に規定する子会社をいう。))に委託する場合を含む。以下「再委託」という。）してはならない。

- 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する

必要がある場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託先で取り扱う機密情報及び個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による機密情報及び個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、再委託等の相手方の行為について、乙がその責任を負うものとする。

6 再委託等をする業務が個人番号利用事務等である場合には、再委託等の相手方の組織体制及び特定個人情報取扱従事者の選任の状況について、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

7 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

8 甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

9 再委託した業務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しようとする場合」として扱うものとする。

(資料等の返還、廃棄及び消去)

第15条 乙はこの契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた機密情報が記録された紙文書及び電子データ、又は甲から提供を受け、自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された紙文書及び電子データは、契約完了後直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

2 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(意見聴取)

第16条 甲及び乙は、法令(甲の情報公開条例を含む)に基づき相手方の機密情報が記載された文書の提供又は提出の請求がなされた場合には、法令の趣旨に則り、提供又は提出に関し、相手方に対し意見を述べる機会又は意見書を提出する機会を設ける等、提供又は提出に係る手続き上の保障を与えるものとする。

(知的財産権)

第17条 乙は、甲が行う機密情報の提供は、乙に対して現在又は今後、所有又は管理するいかなる特許権、商標権その他知的財産権の使用権及び実施権を付与するものではないことを確認する。

(対象外)

第18条 甲及び乙は、次の各号に該当する情報は、機密情報

として扱わないことを確認する。ただし、機密情報に該当しないことはこれを主張する側において明らかにしなければならないものとする。

- (1) 提供時点で既に公知であった情報、又は既に保有していた情報
 - (2) 提供後、受領者の責めに帰すべからざる事由により公知となった情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - (4) 機密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (5) 保持義務を課すことなく第三者に提供した情報
- 2 個人情報の取り扱いにおいては、甲及び乙は前項を適用しない。

(立入調査)

第19条 甲は、乙が契約による業務の執行にあたり取り扱っている機密情報及び個人情報の状況について必要な措置が講じられているかを確認するため随時調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(漏えい等の発生時における報告)

第20条 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること(再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。)を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約解除)

第21条 甲は、乙が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

(損害賠償)

第22条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害(第三者に及ぼした損害を含む。)を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。